

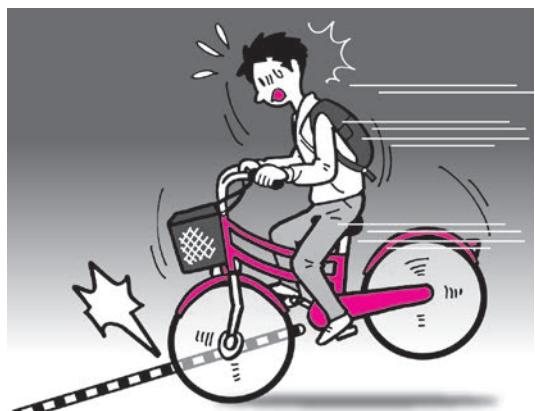
## 監督署の窓

### 通勤途中の自転車事故



スマートフォンを操作しながら自転車に乗り歩行者を死亡させた事故など、自転車が加害者となる深刻なケースが後を絶ちませんが、今回はこんな単独事故の例を紹介します。

大学生のAさんは、アルバイト先から自転車で帰宅途中に転倒して右半身を強打し、翌日になつても痛みが引かないため整形外科に受診して、通勤災害の請求手続きを行いました。監督署に届いた請求書には、事故の原



因として、「自転車で工事現場付近に差し掛かったとき、歩道をふさぐようになっていた工事資材のような長い障害物に乗り上げて転倒した」と記載されました。Aさんは、夜間で路面が見えにくいうえ、事故後すぐに現場を離れたため、その障害物の特定ができないながらも被害感情は強く、念のため第三者行為災害として様子を見るごとしました。

労災保険の第三者行為災害の取り扱いは、本誌

手のある事故、または暴力行為のように誰かの直接の加害行為によって災害が発生した場合に限定しがちですが、第三者が直接の行為者でない場合も要件を満たすことがあります。

例えば、犬にかまれた事故では、飼い主が民法の「動物の占有者等の責任」の規定に基づく損害賠償責任を問われることあります。

自動車や自転車の相手のある事故、または暴

力行為のように誰かの直接の加害行為によって災害が発生した場合に限定しがちですが、第三者が直接の行為者でない場合も要件を満たすことがあ

ります。

この事例では、事故発生場所付近で施工されていた低層マンションの新築現場が最も疑われたものの、歩道との間に頑丈な防護フェンスがあり、工事資材が歩道上に落下、または置き忘れることが考えられないというのが工事業者の意見でした。

Aさん側も具体的な主張ができないため進展がなく、幸いにでも早く治り、損害賠償請求には至らずもあります。

過去には、道路の陥没、マンホールの蓋の閉め忘れ、転落防止措置が行われていない用水路への転落など、管理者等の損害賠償責任が問われた事故がある一方、欠陥が見過ごされて表面化しない事故もあると思われます。

お互い慣れたところにも思われる危険が潜んでいます。もしれません。利用する側も安全には十分注意して、自分の身を守りたいものです。

### 名古屋北監督署のダイヤルイン

| 監督係(方面) |                |
|---------|----------------|
| 安全衛生課   | (052) 961-8653 |

| 監督係(方面) |                |
|---------|----------------|
| 労災課     | (052) 961-8655 |